

<別紙>必要なもの

下表のものを受取日にお持ちください。

A ナンバー変更 (同一名義)	①既存の本市ナンバーからご当地ナンバーに変更する場合
	☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書 ・既存の本市のナンバープレート ★本市の標識交付証明書
B 新規登録	②転入により、他市町村のナンバーから本市のご当地ナンバーに変更する場合
	☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ☆軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書 ・他市町村のナンバープレート ★他市町村で発行された標識交付証明書
C 譲渡 (名義変更)	①新たに購入した車両を登録する場合
	☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書 ・販売証明書
C 譲渡 (名義変更)	②廃車済（標識返納済）の車両を再登録する場合
	☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書 ★廃車証明書 ・譲渡証明書（譲渡の場合）
C 譲渡 (名義変更)	①既存の本市ナンバーが付いた原付を譲り受け、ご当地ナンバーに変更する場合
	☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書 ・譲渡証明書 ・既存の本市のナンバープレート ★本市の標識交付証明書
C 譲渡 (名義変更)	②他市町村のナンバーが付いた原付を譲り受け、本市のご当地ナンバーに変更する場合
	☆軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（記入した状態でお持ちください。） ☆軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（記入した状態でお持ちください。） ・身分証明書 ・譲渡証明書 ・既存の他市町村のナンバープレート ★他市町村で発行された標識交付証明書

☆の様式は、市民税係窓口、市役所ホームページにあります。

★の証明書は再発行できます。

※代理の方が手続を行う場合は、委任状が必要になります。

※定置場が住民票上の住所と異なる場合、お問い合わせください。

《注意事項》

※書類に不備不足があると交付できない場合があります。お手数ですが、ご来庁前にお確かめいただき、ご不明点はお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。